

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊那覇駐屯地
第430会計隊長 岩瀬 淳司

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6S7Y1ES00020		6SXC1AD0002 0001					
品名 または 件名							
阿波根宿舎（Ｒ８）エレベーター保守点検役務 ほか1件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
各地			各地				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
津嘉山1曹（内線2486）			令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊契約班、西部方面隊ホームページに掲載

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年3月23日（月）10時00分 第430会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

（入札参加資格）

- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- （3）令和7・8・9年度「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」において、「役務の提供等」で九州・沖縄地域の資格を有する者であり、D級以上の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。また防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であることとする。
- （4）契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- （5）防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- （6）前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- （7）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- （8）第3項の入札及び契約心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨「当社は入札及び契約心得に示された暴力団排除に関する事項について誓約します。」と入札書に付記するものとする。

8 公告の提示場所

西部方面隊ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae>）陸上自衛隊那覇駐屯地

9 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所：陸上自衛隊那覇駐屯地 第430会計隊契約班 西部方面隊ホームページ

10 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

11 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札条件に違反した入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者がだれであるか識別し難い入札
- (5) 電報による入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

12 落札決定方法

- (1) 総額が当隊所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 契約書等の作成の要否

- (1) 落札者は落札決定後、契約書（請書）を陸上自衛隊標準契約書の様式により、遅滞なく作成し提出
- (2) 適用する契約条項
 - 「役務請負契約条項」
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」

14 その他

- (1) 入札及び契約心得を熟知の上参加すること。
- (2) 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- (3) 入札書が代表者の代理の場合は、入札時まで「委任状」を提出すること。
- (4) 郵便により入札に参加する場合は、令和8年3月23日（月）9時00分までに発送者の責により、契約担当官に必着すること。その際、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、入札件名を記載し「入札書在中」の旨を朱書きにより明記すること。また手交については、入札開始時刻前までに提出すること。
- (5) 初度入札において郵便による入札参加者があった場合、再度入札は別示する。

15 入札及び契約条項に関する問い合わせ先

〒901-0192 沖縄県那覇市鏡水679番地
陸上自衛隊那覇駐屯地 第430会計隊 契約班 担当：中村
TEL 098-857-1155（内線2404）
FAX 098-857-1167（直通）

16 仕様に関する問い合わせ先

〒901-0192 沖縄県那覇市鏡水679番地
陸上自衛隊那覇駐屯地 那覇駐屯地業務隊 厚生科 担当：津嘉山
TEL 098-857-1155（内線2486）
FAX 098-857-1167（直通）

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6S7Y1ES00020																			
NO	調達要求番号		物品番号				単	位	数	量	単	価	金	額	銘	柄	納		地	指	
															使用期限等	引		渡	場	所	定
																搬		入	場	所	検
																グループ	納		期		査
1	6SXC1AD0002	0001					ST		1.00								阿波根宿舎				
	阿波根宿舎（R 8）エレベーター保守点検役務														阿波根宿舎						
	仕様書のとおり														津嘉山 1 曹（内線 2 4 8 6）						
															令和8年4月1日～令和9年3月31日						
2	6SXC1AD0003	0001					ST		1.00								賀数宿舎				
	賀数宿舎（R 8）エレベーター保守点検役務														賀数宿舎						
	仕様書のとおり														津嘉山 1 曹（内線 2 4 8 6）						
															令和8年4月1日～令和9年3月31日						
					- 以 下 余 白 -																

阿波根宿舎(R8)エレベーター保守点検役務

管理科長	営繕班長	工事企画係長	電気係長	営繕
				

件 名	阿波根宿舎(R8)エレベーター保守点検役務			図面番号	1/4
図 名	表 紙			作成年月日	
業務隊長	厚生科長	厚生班長	宿舎係 A	宿舎係 B	
					
所 属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊厚生科				

仕 様 書

1 総 則

本仕様書は、阿波根宿舎(R8)エレベーター保守点検について適用する。

2 場 所

沖縄県糸満市字阿波根1530 陸上自衛隊那覇駐屯地 阿波根宿舎

3 概 要

保守点検機器は下記のとおりとする

設置場所	規 格 等	数 量	備 考
阿波根宿舎 1号棟(1号機)	日本オーチスエレベーター(株) 乗用 (600 k g) 停止箇所7箇所 (1～7階) 交流可変電圧可変周波数制御方式	1 台	地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置
阿波根宿舎 1号棟(2号機) 2号棟	日本オーチスエレベーター(株) 人荷用 (1,000 k g) 停止箇所7箇所 (1～7階) 交流可変電圧可変周波数制御方式	2 台	車椅子仕様

4 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

5 点検内容

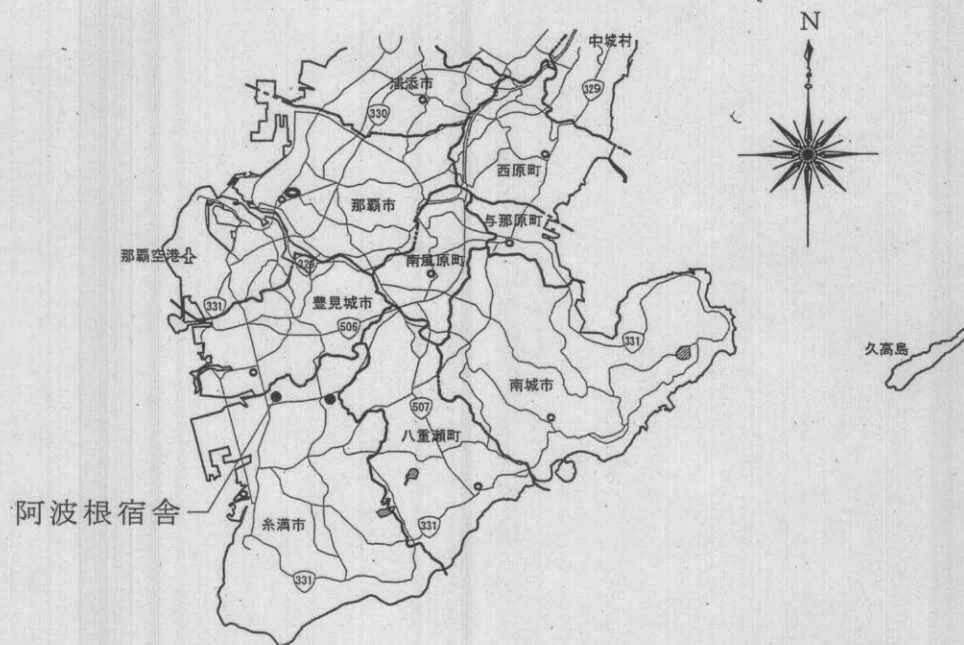
- (1) 定期点検：12回／年 (FM契約)
- (2) 法定検査：1回／年 (建築基準法第12条検査に準ずる)

6 一般事項

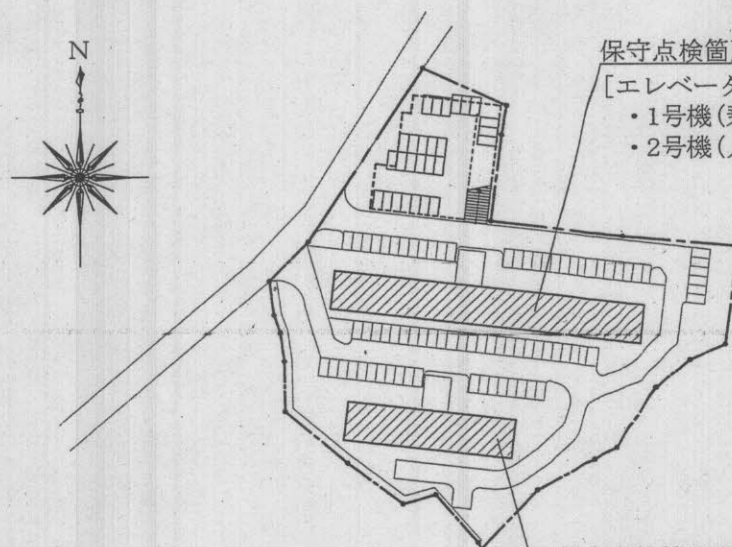
- (1) 本役務は、労働安全衛生法第45条第1項、人事院規則10-4第32条第1項、建築基準法第8条、官公法第11条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」(平成28年2月19日国土交通省公表)に基づく定期的な保守及び点検を実施するものとする。
- (2) 本役務は建築基準法第12条に基づく法定検査を年1回実施するものとする。
- (3) 本役務は、仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書 最新版」及び関係法規に基づき実施するものとする。
- (4) 作業実施日は、事前に監督官と調整するものとする。
- (5) 本作業に際し、既設建物等を損傷させた場合は請負者の責任・負担にて復旧するものとする。
- (6) 本役務の写真は着手・完了及び実施中を撮影し役務完了後A4判写真帳に整理して1部監督官へ提出するものとする。
- (7) 定期検査実施者は国土交通大臣の定める資格を有する者(昇降機点検資格者)が実施し、その資格の写しを提出するものとする。
- (8) 取替部品はメーカーの純正部品を使用するものとする。
- (9) 本役務で発生する修理、取替、交換等について請負者の負担するものについては、別表のとおりとする。尚、その他箇所での不具合及び請負者の責によらない事項については、監督官と協議するものとする。
- (10) 本役務での交換部品については、月毎の点検結果を提出する際に監督官へ報告するものとする。
- (11) 本仕様書及び作業内容に際し、疑義が生じた場合は監督官と協議の上実施するものとする。

件 名	阿波根宿舎(R8)エレベーター保守点検役務	図 面 番 号	2/4
図 名	仕 様 書	作成年月日	
所 属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		

機械室	制御盤 受電盤	バッテリー取替	かご上	戸の開閉装置	ドアモータ・整流子取替	
		リレー取替			軸受(ベアリング)取替	
		コンデンサー類取替え			はかり装置取替	
		電磁接触器接点(リード線含む)取替			エンコーダ取替	
		ヒューズ交換			駆動ベルト・チェーン取替	
		半導体、プリント基板取替			スイッチ取替	
		インバーター、コンバーター取替			歯車ユニット取替	
		抵抗管取替			ギヤオイル取替	
		整流器取替			補充用ギヤ油	
		変圧器取替			かご上機器	ガイドシュー・ローラー取替
		定電圧電源装置取替				位置検出・着床装置取替
		NFブレーカー取替				かご上照明ランプ交換
		電動機			電動機巻線絶縁処理	つり合いおもり
	各軸受ベアリング取替			給油器補充用油		
	エンコーダ取替			ガイドシュー・ローラー取替		
	回転機カーボブラシ交換			給油器取替		
	巻上機	軸受グリスアップ		乗場	乗場の戸	給油器補充用油
		ギヤ歯当り調整				ハンガーローラ取替
		ギヤ取替				ドアレール取替
		各軸受ベアリング取替				連結ロープ・チェーン取替
		網車溝修正及び取替				ドアインターロックスイッチ取替
		ギヤ油取替			乗場ボタン	かご戸との連結装置取替
		補充用ギヤ油				押ボタンスイッチ取替
		オイルシール取替				押ボタンランプ交換
		軸受グリスアップ				階床表示ランプ交換
	階床選択機	防振ゴム取替		昇降機 ピット	かご・おもり吊車	階床表示
		移動・固定接触子取替				かご吊車ベアリング取替
		移動ケーブル取替			おもり吊車ベアリング取替	
		歯車ユニット取替			網車取替	
		軸受グリスアップ			主ロープ	
		カゴ連結スチールテープ(チェーン)取替			主ロープ切詰め	
	マグネットコイル取替	主ロープ取替え				
	先行モーター取替	調整器ロープ				
	ブレーキシュー(ライニング)取替	調整機ロープ切詰め				
	ブレーキ分解手入れ・オーバーホール取替	調整機ロープ取替え				
	マグネットコイル取替	つり合いロープ・鎖			つり合いロープ切詰め	
	ブレーキプランジャー・コア・ガイド取替				つり合いロープ取替え	
	軸・軸受取替	非常止め装置ロープ			非常止め装置ロープ取替え	
	ブレーキスイッチ取替	移動ケーブル			移動ケーブル取替え	
	ブレーキアーム取替	昇降機・ピット内機器			エンコーダ取替え	
	調速機	軸受ベアリング取替			調速機	リミットスイッチ取替え
		軸受グリスアップ				軸受けベアリング取替え
		調整機本体取替				軸受けグリスアップ
		スイッチ取替				調整機本体取替
	かご	外部への連絡装置			インターホンバッテリー取替	テンションプーリ
				スイッチ取替	スイッチ取替	
		停電灯装置		停電灯バッテリー取替	かご下機器	軸受テンションプーリーベアリング取替
停電灯ランプ交換		軸受グリスアップ				
操作盤		操作盤スイッチ類取替	かご下ガイドシュー・ローラ取替			
操作盤ランプ取替		操作盤ランプ取替	かご下プーリベアリング取替			
階床表示		階床表示ランプ交換	緩衝器	軸受グリスアップ		
		かご戸		油入り緩衝器油取替		
ドアハンガー・ローラー取替		油入り緩衝器油補充				
連結ロープ・チェーン取替		ピット点検用照明ランプ交換				
ドアレール取替						
乗場戸との連結装置取替						
ドアシュー取替						
換気扇		換気ファン取替				
戸閉め安全装置		アーム(レバー)取替				
		ケーブル取替				
		スイッチ取替				
		マグネット取替				
光電装置		受光部・投光部取替				
		ユニット取替				
照明	イルミネーションランプ取替					
	かご内照明ランプ取替					
かご枠	防振ゴム取替					
はかり装置	スイッチ取替					
	はかり装置取替					



案内図 1/X



保守点検箇所(阿波根宿舎1号棟)

[エレベーター保守点検]

- ・1号機(乗用 600kg) 1台
- ・2号機(人荷用 1,000kg) 1台

保守点検箇所(阿波根宿舎2号棟)

[エレベーター保守点検]

- ・人荷用 1,000kg 1台

配置図 1/2,000

件名	阿波根宿舎(R8)エレベーター保守点検役務	図面番号	4/4
図名	案内図・配置図	作成年月日	
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		

賀数宿舎 (R8) エレベーター保守点検役務

管理科長	営繕班長	工事企画係長	電気係長	営繕
				

件 名	賀数宿舎(R8)エレベーター保守点検役務			図面番号	1/4
図 名	表 紙			作成年月日	
業務隊長	厚生科長	厚生班長	宿舎係A	宿舎係B	
					
所 属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊厚生科				

仕 様 書

1 総 則

本仕様書は、賀数宿舎(R8)エレベーター保守点検について適用する。

2 場 所

沖縄県糸満市字賀数300-2 陸上自衛隊那覇駐屯地 賀数宿舎

3 概 要

保守点検機器は下記のとおりとする

設置場所	規 格 等	数 量	備 考
賀数宿舎 2～4号棟	(株)日立製作所 人荷用(1,000kg) 停止箇所7箇所(1～7階) 交流可変電圧可変周波数制御方式	3台	地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 停電時自動着床装置 車椅子仕様 BGMスピーカー
賀数宿舎 5号棟	日本オーチスエレベーター(株) 乗用(850kg) 停止箇所7箇所(1～7階) 交流可変電圧可変周波数制御方式	1台	

4 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

5 点検内容

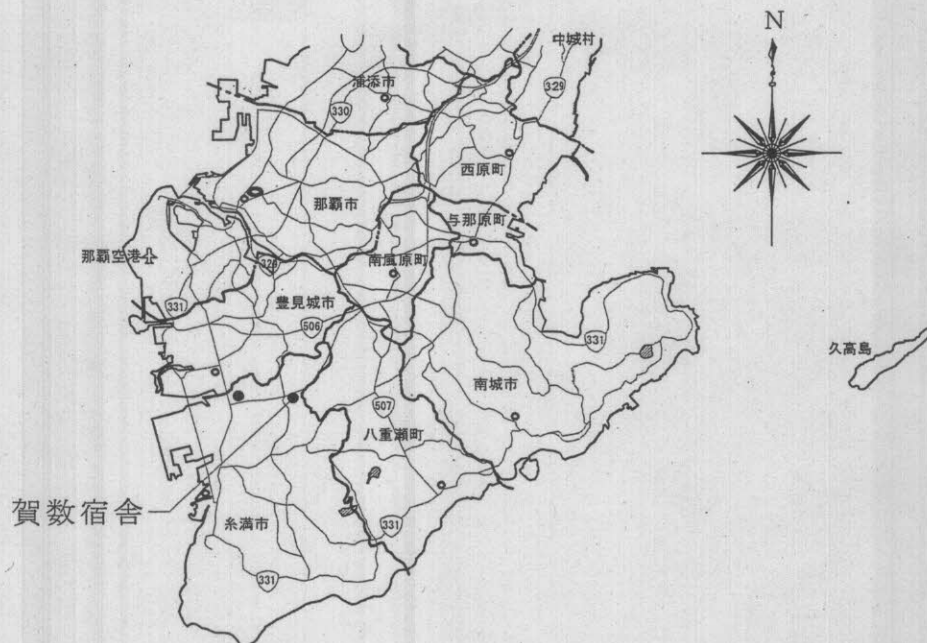
- (1) 定期点検：12回／年（FM契約）
- (2) 法定検査：1回／年（建築基準法第12条検査に準ずる）

6 一般事項

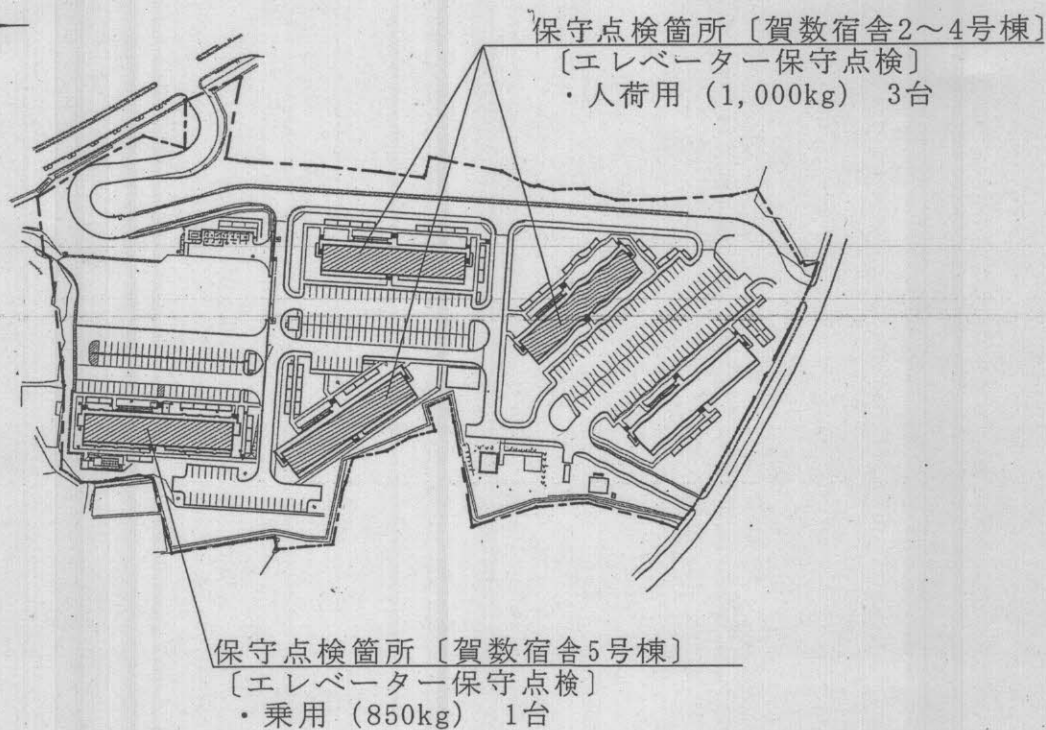
- (1) 本役務は、労働安全衛生法第45条第1項、人事院規則10-4第32条第1項、建築基準法第8条、官公法第11条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成28年2月19日国土交通省公表）に基づく定期的な保守及び点検を実施するものとする。
- (2) 本役務は建築基準法第12条に基づく法定検査を年1回実施するものとする。
- (3) 本役務は、仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書 最新版」及び関係法規に基づき実施するものとする。
- (4) 作業実施日は、事前に監督官と調整するものとする。
- (5) 本作業に際し、既設建物等を損傷させた場合は請負者の責任・負担にて復旧するものとする。
- (6) 本役務の写真は着手・完了及び実施中を撮影し役務完了後A4判写真帳に整理して1部監督官へ提出するものとする。
- (7) 定期検査実施者は国土交通大臣の定める資格を有する者（昇降機点検資格者）が実施し、その資格の写しを提出するものとする。
- (8) 取替部品はメーカーの純正部品を使用するものとする。
- (9) 本役務で発生する修理、取替、交換等について請負者の負担するものについては、別表のとおりとする。尚、その他箇所での不具合及び請負者の責によらない事項については、監督官と協議するものとする。
- (10) 本役務での交換部品については、月毎の点検結果を提出する際に監督官へ報告するものとする。
- (11) 本仕様書及び作業内容に際し、疑義が生じた場合は監督官と協議の上実施するものとする。
- (12) 今年度1号棟エレベーター改修工事予定の為、1号棟のエレベーター保守点検は改修工事前までとする。その際は変更契約を行うものとする。

件 名	賀数宿舎(R8)エレベーター保守点検役務	図 面 番 号	2/4
図 名	仕 様 書	作成年月日	
所 属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		

機械室	制御盤 受電盤	バッテリー取替	かご上	戸の開閉装置	ドアモータ・整流子取替		
		リレー取替			軸受(ベアリング)取替		
		コンデンサー類取替え			はかり装置取替		
		電磁接触器接点(リード線含む)取替			エンコーダ取替		
		ヒューズ交換			駆動ベルト・チェーン取替		
		半導体、プリント基板取替			スイッチ取替		
		インバーター、コンバーター取替			歯車ユニット取替		
		抵抗管取替			ギヤオイル取替		
		整流器取替			補充用ギヤ油		
		変圧器取替			ガイドシュー・ローラー取替		
		定電圧電源装置取替	かご上機器	位置検出・着床装置取替			
		NFブレーカー取替		かご上照明ランプ交換			
		電動機		電動機巻線絶縁処理	給油器取替		
		各軸受ベアリング取替		給油器補充用油			
		エンコーダ取替		ガイドシュー・ローラー取替			
		回転機カーボブラシ交換		給油器取替			
		軸受グリスアップ		給油器補充用油			
		巻上機		ギヤ歯当り調整	乗場	乗場の戸	ハンガーローラ取替
		ギヤ取替		ドアレール取替			
		各軸受ベアリング取替		連結ロープ・チェーン取替			
網車溝修正及び取替	ドアインターロックスイッチ取替						
ギヤ油取替	かご戸との連結装置取替						
		補充用ギヤ油	乗場ボタン	押ボタンスイッチ取替			
		オイルシール取替		押ボタンランプ交換			
		軸受グリスアップ		階床表示		階床表示ランプ交換	
		防振ゴム取替				かご・おもり吊車	かご吊車ベアリング取替
		階床選択機					移動・固定接触子取替
			移動ケーブル取替		網車取替		
			歯車ユニット取替		軸受グリスアップ		
			カゴ連結スチールテープ(チェーン)取替	主ロープ	主ロープ切詰め		
			マグネットコイル取替		主ロープ取替え		
		先行モーター取替	調整器ロープ		調整機ロープ切詰め		
電磁ブレーキ	ブレーキシュー(ライニング)取替	調整機ロープ取替え					
ブレーキ分解手入れ・オーバーホール取替	つり合いロープ・鎖	つり合いロープ切詰め					
マグネットコイル取替		つり合いロープ取替え					
ブレーキプランジャー・コア・ガイド取替		非常止め装置ロープ		非常止め装置ロープ取替え			
軸・軸受取替			移動ケーブル	移動ケーブル取替え			
ブレーキスイッチ取替				昇降機・ピット内機器	エンコーダ取替え		
ブレーキアーム取替	リミットスイッチ取替え						
調速機					軸受ベアリング取替	軸受けベアリング取替え	
		軸受グリスアップ			軸受けグリスアップ		
		調整機本体取替	調整機本体取替				
		スイッチ取替	スイッチ取替				
		かご		外部への連絡装置	テンションプーリ	軸受テンションプーリーベアリング取替	
停電灯装置	軸受グリスアップ						
停電灯ランプ交換	かご下機器			かご下ガイドシュー・ローラ取替			
操作盤				かご下プーリベアリング取替			
操作盤スイッチ類取替				軸受グリスアップ			
操作盤ランプ取替				緩衝器		油入り緩衝器油取替	
階床表示						階床表示ランプ交換	油入り緩衝器油補充
かご戸						ドアハンガー・ローラー取替	ピット点検用照明ランプ交換
						連結ロープ・チェーン取替	
						ドアレール取替	
		乗場戸との連結装置取替					
		ドアシュー取替					
換気扇	換気ファン取替						
戸閉め安全装置		アーム(レバー)取替					
		ケーブル取替					
		スイッチ取替					
		マグネット取替					
		光電装置	受光部・投光部取替				
		ユニット取替					
		照明	イルミネーションランプ取替				
		かご内照明ランプ取替					
		かご枠	防振ゴム取替				
		はかり装置	スイッチ取替				
		はかり装置取替					



案内図 1/X



配置図 1/3,000

件名	賀数宿舎(R8)エレベーター保守点検役務	図面番号	4/4
図名	案内図・配置図	作成年月日	
所属	陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊管理科		